

京都観光総合調査アップグレード事業 実施業務 受託候補者選定審査基準

1 選定基準

次の項目について、提案書及び見積書を『京都観光総合調査アップグレード事業 実施業務受託候補者選定委員会』（以下「選定委員会」という。）において項目別に評価し、最も高い合計点を得たものを受託候補者として選定する。

(1) 企画提案内容

- ・仕様書を十分理解し、提案書の内容が論理的で説得力を持っているか。
- ・京都観光に対する市民意識を把握するための、効果的な提案がなされているか。
- ・調査を適切に行う（的確な回答を得る、被調査者から良い印象を得る、被調査者の負担を軽減する、必要なサンプル数を確保する、的確な分析を行う）ための工夫があるか。

(2) 業務実施体制

- ・業務全体を円滑かつ安定的に遂行できる運営体制がとられているか。
- ・業務従事（予定）者は、十分な業務実施能力及び業務実施経験を有しているか。
- ・実施スケジュールは、効果的で適切なものとなっているか。

(3) 実績

- ・類似の事例に関わった実績・経験を有しているか。

(4) 見積金額

- ・税込みの見積額の最低価格を満点（5点）とし、比例配分方式により評価（小数点第2位を四捨五入）する。

(5) その他 評価

- ・他の企画提案との比較等を踏まえ、創造性又は新規性等において評価できる要素はあるか。

(6) 京都市公契約基本条例との関係

- ・本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業かどうか。

2 評価方法

- (1) 点数配分は「3 提案評価項目表」のとおりとする。
- (2) 選定委員会は、「見積金額」を除く各項目についてA～Eの評価を行う。
- (3) 各項目の配点に以下の評価係数を乗じたものを評価点とする。

評価	評価係数	評価内容
A	1.0	優秀である。 : 高度の能力を有している。
B	0.8	満足できる。 : 十分な能力を有している。
C	0.5	平均的である。
D	0.3	物足りなさを感じる。 : 能力が乏しい。
E	0.1	満足できない。 : 業務を委託することに不安がある。

- (4) 見積金額については、以下の算出式により評価点を配分する。

税込みの見積額の最低価格を5点とし、比例配分方式により評価（小数点第2位を四捨五入）

< 委託金額の上限額：X，最低価格：Y，評価対象価格：Z >

$$Z \text{ の評価点数} = 5 - (Z - Y) \div (X - Y) \times 5$$

※ 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は失格とする。

3 提案評価項目表

	審査項目	配点	合計
1	<p>企画提案内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書を十分理解し、提案書の内容が論理的で説得力を持っているか。 ・京都観光に対する市民意識を把握するための、効果的な提案がなされているか。 ・調査を適切に行う（的確な回答を得る、被調査者から良い印象を得る、被調査者の負担を軽減する、必要なサンプル数を確保する、的確な分析を行う）ための工夫があるか。 	50点	100点
2	<p>業務実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務全体を円滑かつ安定的に遂行できる運営体制がとられているか。業務従事（予定）者は、十分な業務実施能力及び業務実施経験を有しているか。 ・実施スケジュールは、効果的で適切なものとなっているか。 	20点	
3	<p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似の事例に関わった実績・経験を有しているか。 	10点	
4	<p>見積金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画に応じた見積金額となっているか。 	5点	
5	<p>その他 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の企画提案との比較等を踏まえ、創造性又は新規性等において評価できる要素はあるか。 	10点	
6	<p>京都市公契約基本条例との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業かどうか。 	5点	